

## 小鹿野町告示第2号

小鹿野町プレーパーク運営業務について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和6年1月22日

小鹿野町長 森 真太郎

### 1 業務概要

- (1) 業務名 小鹿野町プレーパーク運営業務
- (2) 業務内容 小鹿野町プレーパーク運営業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月25日まで
- (4) 実施限度額 1,860,100円(税込み)

### 2 プロポーザル方式について

当該プロポーザル方式は、公募型（一定の条件を満たす参加者を広く募集するもの。）とする。

### 3 実施スケジュール

項目	実施期間または期日
実施要領配布開始	令和6年1月22日(月)
質問受付期限	令和6年1月29日(月)午後5時
質問回答期限	令和6年2月1日(木)午後5時
第一次審査提出書類等提出期限	令和6年2月8日(木)午後5時
第一次審査結果通知	令和6年2月9日(金)
第一次審査提出書類等提出期限	令和6年2月16日(金)午後5時
第二次審査実施日	令和6年2月29日(木)(予定)
受託候補者決定通知	プレゼンテーション等実施日から1週間程度
契約締結	令和6年4月1日(月)

### 4 実施要領等の配布

#### (1) 配布方法

小鹿野町ホームページからダウンロード

<https://www.town.ogano.lg.jp/>

(2) 配布期間

令和6年1月22日（月）から令和6年2月8日（木）まで

5 本事業及びプロポーザル実施担当

小鹿野町 こども課

6 参加資格要件

当該プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てをしている者（更正開始手続の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産者又は禁固以上の刑に処せられている者でないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村民税を滞納している者でないこと。
- (5) 小鹿野町暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第3条第2項に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

7 第一次審査及び第二次審査提出書類の提出先、提出方法

- (1) 提出先 小鹿野町こども課

（〒368-0192 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地）

- (2) 提出方法 郵送又は持参

8 評価方法と選定方法

- (1) 第一次審査（書類審査）では、参加希望者より提出された小鹿野町第一次審査提出書類について、書類審査を行い5者を選定する。
- (2) 第二次審査は、第一次審査通過者によるプレゼンテーション並びにヒアリングにより審査、評価を行う。評価点合計が最も高く、かつ、評価点50点以上の提案をした者を、本業務の受託候補者として選定する。

## 9 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 詳細は、別添「小鹿野町プレーパーク運営業務委託に係るプロポーザル方式募集要領」による。